

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

- 特定計量器定期検査の実施 (二件)……………一  
……………(生活文化スポーツ局計量検定所検査課)……………一
- 教習指導員審査の実施……………一
- 運転免許取得者等検査の認定……………二
- 運転免許取得者等教育の認定……………五
- 東京海区におけるそでいか漁業の制限……………七
- 認定特定非営利活動法人の認定の失効……………七  
……………(生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課)……………七
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………八  
……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………八
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………八  
……………(同)……………八
- 河川整備計画の公表 (二件)……………九  
……………(建設局河川部計画課)……………九

## 告示

### ●東京都告示第六百四十三号

計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び特定計量器検定検査規則 (平成五年通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、特定計量器 (皮革面積計を除く。) の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和五年五月十二日

東京都計量検定所長 戸澤 互

- 一 検査地域 福生市
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの (分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 令和五年六月二十一日から同年七月四日まで (東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 (一) 特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在の場所において、検査を実施する。  
(二) (一)のほか、東京都計量検定所 (江東区新砂三丁目三番四十一号) において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

### ●東京都告示第六百四十四号

計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 (平成五年通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、特定計量器 (皮革面積計を除く。) の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二

項の規定により告示する。

令和五年五月十二日

東京都計量検定所長 戸澤 互

- 一 検査地域 昭島市
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの (分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 令和五年六月十三日から同年七月五日まで (東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 (一) 特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在の場所において、検査を実施する。  
(二) (一)のほか、東京都計量検定所 (江東区新砂三丁目三番四十一号) において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。
- 五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会

## 告示 (公)

### ●東京都公安委員会告示第160号

技能検定員審査等に関する規則 (平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。) 第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月12日

<p>東京都公安委員会 委員長 山口 徹 記</p> <p>1 審査の種類 普通自動車免許教習指導員審査 2 審査を受けようとする者の資格 普通自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示できる者であること。</p> <p>3 審査項目及び審査細目 (1) 教習に関する技能 ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能 イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能 ウ 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能 (2) 教習に関する知識 ア 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識 イ 自動車教習所に関する法令についての知識 ウ 教習指導員として必要な教育についての知識 4 審査細目の免除 規則第17条第1項若しくは第4項又は附則第3条第1項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者 5 審査の日時及び場所 (1) 日時 令和5年6月12日（月曜日）から同月16日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する</p>	<p>日時 (2) 場所 警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1） 6 申請手続 (1) 申請書類 ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。） イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの） ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面 (2) 受付日時 令和5年5月25日（木曜日）及び同月26日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで (3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号） (4) 申請に関する注意事項 ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和5年5月15日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。 イ 写真は、申請書に貼り付けること。 ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。 エ 運転免許証を提示すること。 7 審査手数料 11,850円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第</p>	<p>2 1の項備考3に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品及び服装 (1) 携行品 ア 運転免許証 イ 筆記用具（黒色又は青色のボールペン） (2) 服装 自動車の運転に支障のない服装</p> <p>9 合格証明書の交付 合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先 警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03(3581)4321 内線7251-5276</p> <p>●東京都公安委員会告示第161号 道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第1項の規定により、次のとおり、自動車教習所の運転免許取得者等検査の認定をしたので、同条第2項において読み替えて準用する同法第108条の32の2第2項の規定に基づき、告示する。 令和5年5月12日 東京都公安委員会 委員長 山口 徹 記</p> <p>1 認定年月日 令和5年4月1日</p> <p>2 認定事項</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

自動車教習所の名称、住所及び代表者の氏名	株式会社尾久自動車 小金井市東町三丁目17番19号 折田 節秀	尾久自動車学校 小金井市東町三丁目17番19号	運転免許取得者等検査に使用する施設の名称及び所在地	運転免許取得者等検査の方法の区分及び名称	株式会社尾久自動車教習所 大田区大森南五丁目5番5号 野村 篤	池上自動車教習所 大田区大森南五丁目5番5号	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査	株式会社今井自動車教習所 江戸川区瑞江四丁目43番15号 石井 清壽	今井自動車教習所 江戸川区瑞江四丁目43番15号	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査	株式会社江戸川自動車教習所 江戸川区平井五丁目4番3号 嶋村 嘉尚	江戸川自動車教習所 江戸川区平井五丁目4番3号	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査	株式会社トヨタ東京教育センター 立川市羽衣町一丁目3番4号 島村 繁	トヨタドライビングスクール東京 立川市羽衣町一丁目3番4号	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査	有限会社豊島自動車練習所	豊島自動車練習所	規則第1条第2号 認定教育高齢者			
豊島区東池袋三丁目17番1号 杉本 滋美	豊島区東池袋三丁目17番1号	同等運転技能検査	株式会社五島育英会 渋谷区道玄坂一丁目10番7号 上倉 信介	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査	株式会社むさし小金井自動車教習所 小金井市緑町一丁目3番26号 山中 重孝	むさし小金井自動車教習所 小金井市緑町一丁目3番26号	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査	株式会社調布自動車学校 調布市菊野台一丁目34番地1 佐原 貴光	調布自動車学校 調布市菊野台一丁目34番地1	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査	日の丸総業株式会社 目黒区三田一丁目6番27号 富田 和佳	日の丸自動車学校 目黒区三田一丁目6番27号	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査	株式会社和泉自動車練習所 狛江市猪方四丁目8番11号 高橋 博剛	和泉自動車練習所 狛江市猪方四丁目8番11号	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査	株式会社小金井自動車学校	小金井自動車学校	規則第1条第2号 認定教育高齢者			
小金井市中町四丁目3番15号 川邊 紀恵	小金井市中町四丁目3番15号	同等運転技能検査	株式会社シグマ葛飾区東立石一丁目3番16号 藤田 博一	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査	株式会社王子自動車学校 北区堀船二丁目13番28号 関口 勝裕	王子自動車学校 北区堀船二丁目13番28号	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査	飛鳥DC日野株式会社 日野市旭が丘一丁目1番地の2 川野 繁	飛鳥ドライビングアカデミー 日野市旭が丘一丁目1番地の2	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査	株式会社田無自動車教習所 西東京市芝久保町四丁目4番4号 村田 恭男	田無自動車教習所 西東京市芝久保町四丁目4番4号	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査	東都自動車株式会社 豊島区西池袋五	府中自動車教習所 府中市若松町一	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査	坂本自動車株式会社 台東区日本堤二丁目36番10号 宮下 教之	金町自動車教習所 葛飾区東金町一丁目10番8号	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査	株式会社ラヴィン 蒲田 大田区西六郷一丁目3番15号 鈴木 明子	ラヴィンドライビングスクール 蒲田 大田区西六郷一丁目3番15号	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査

丁目13番13号 宮本 繁樹	丁目4番地の1	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査	株式会社武蔵境 自動車教習所 武蔵野市境二丁 目6番43号 高橋 勇	武蔵境自動車教 習所 武蔵野市境二丁 目6番43号	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査	株式会社新東京 自動車教習所 小平市小川町一 丁目2364番地 関口 元久	新東京自動車教 習所 小平市小川町一 丁目2364番地	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査	株式会社大泉自 動車教習所 練馬区東大泉六 丁目34番1号 加藤 栄一	大泉自動車教習 所 練馬区東大泉六 丁目34番1号	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査	株式会社拜島自 動車教習所 福生市大字熊川 1495番地 渡辺 淳	拜島自動車教習 所 福生市大字熊川 1495番地	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査	株式会社世田谷 自動車学校 世田谷区粕谷一 丁目14番14号 塩田 直人	世田谷自動車学 校 世田谷区粕谷一 丁目14番14号	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査	株式会社京成ト ライビンクス ール 葛飾区高砂五丁 目54番10号 小林 広人	京成ドライビン クスール 葛飾区高砂五丁 目54番10号	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査	株式会社コヤマ ドライビンクス ール 渋谷区神泉町11	コヤマドライビ ンクスール二 子玉川 世田谷区玉川三	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査
番1号 清次	丁目43番1号	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査	株式会社コヤマ ドライビンクス ール 渋谷区神泉町11 番1号 清次	コヤマドライビ ンクスール石 神井 練馬区谷原一丁 目4番4号	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査	株式会社八王子 中央自動車学校 八王子市北野町 598番地の9 横井 久	八王子中央自動 車学校 八王子市北野町 598番地の9	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査	黒井産業株式会 社 山形県山形市宮 町二丁目11番9 号 高橋 博剛	葛西橋自動車教 習所 江戸川区西葛西 二丁目116番11号	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査	株式会社コヤマ ドライビンクス ール 渋谷区神泉町11 番1号 清次	コヤマドライビ ンクスール成 城 世田谷区岡本三 丁目40番2号	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査	七島自動車株式 会社 大島町元町字地 の岡64番51号 杉本 大典	伊豆大島自動車 学校 大島町元町北 ノ山222番	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査	株式会社足立自 動車学校 足立区東六月町 3番1号 佐藤 章英	足立自動車学校 足立区東六月町 3番1号	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査	富士産業株式会 社	竹の塚モーター スクール	規則第1条第2号 認定教育高齢者	規則第1条第2号 認定教育高齢者
足立区竹の塚七 丁目12番1号 武士 裕三	足立区竹の塚七 丁目12番1号	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査	東都自動車株式 会社 豊島区西池袋五 丁目13番13号 宮本 繁樹	北足立自動車教 習所 足立区入谷八丁 目7番32号	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査	株式会社東久留 米自動車教習所 東久留米市本町 一丁目16番45号 神藤 栄一	東久留米自動車 教習所 東久留米市本町 一丁目16番45号	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査	株式会社北豊島 園自動車学校 練馬区春日町四 丁目37番24号 相原 光太郎	新小岩自動車教 習所 葛飾区奥戸四丁 目2番1号 増田 充孝	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査	国際興業株式会 社 中央区八重洲二 丁目10番3号 南 正人	北豊島園自動車 学校 練馬区春日町四 丁目37番24号	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査	株式会社マジオ ネット多摩 日野市百草188 番地 松本 義弘	マジオドライバ ーズスクール多 摩校 日野市百草188 番地	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査	株式会社西多摩 自動車学校 羽村市羽4150番 地	西多摩自動車学 校 羽村市羽4150番 地	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査				



義山 光浩		
株式会社新神戸 ドライブイング スヶール 豊島区南大塚三 丁目46番3号 吉村 充司	東京センチュリ ーモーターズク ール 大島町差木地字 フナギ651番地	規則第1条第2号 認定教育高齢者 同等運転技能検査

●東京都公安委員会告示第162号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により、次のとおり、自動車教習所の運転免許取得者等教育の認定をしたので、同条第2項の規定に基づき、告示する。

令和5年5月12日

東京都公安委員会  
委員長 山口 徹  
記

- 1 認定年月日  
令和5年4月1日
- 2 認定事項

自動車教習所の名称、住所及び代表者の氏名	尾久自動車学校 小金井市東町三丁目17番19号 折田 節秀	運転免許取得者等教育に使用する施設の名称及び所在地	運転免許取得者等教育の課程の区分及び名称
株式会社尾久自動車 小金井市東町三 丁目17番19号 折田 節秀	尾久自動車学校 小金井市東町三 丁目17番19号	尾久自動車学校 小金井市東町三 丁目17番19号	運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第1条第3号

株式会社池上自動車教習所 大田区大森南五丁目5番5号 野村 篤	池上自動車教習所 大田区大森南五丁目5番5号	規則第1条第3号 認定教育高齢者 同等講習
株式会社今井自動車教習所 江戸川区瑞江四丁目43番15号 石井 清壽	今井自動車教習所 江戸川区瑞江四丁目43番15号	規則第1条第3号 認定教育高齢者 同等講習 規則第4号 認定シニア教育
株式会社江戸川自動車教習所 江戸川区平井五丁目4番3号 嶋村 嘉高	江戸川自動車教習所 江戸川区平井五丁目4番3号	規則第1条第3号 認定教育高齢者 同等講習
株式会社トヨタ東京教育センター 立川市羽衣町一丁目3番4号 島村 熟	トヨタドライブセンター 立川市羽衣町一丁目3番4号	規則第1条第3号 認定教育高齢者 同等講習
有限会社豊島自動車練習所 豊島区東池袋三丁目17番1号 杉本 滋美	豊島自動車練習所 豊島区東池袋三丁目17番1号	規則第1条第3号 認定教育高齢者 同等講習
学校法人五高育英会 渋谷区道玄坂一丁目10番7号 上倉 信介	東急自動車学校 多摩市唐木田三丁目6番	規則第1条第3号 認定教育高齢者 同等講習 規則第4号 シニアドライブ安全運転レッスン
株式会社コヤマドライブインクス	コヤマドライブインクス	規則第1条第3号 認定教育高齢者

クール 渋谷区神泉町11番1号 福島 清次	津 東村山市秋津町三丁目15番地18	同等講習 規則第1条第4号 シニアプラン
株式会社むさし小金井自動車教習所 小金井市緑町一丁目3番26号 山中 重孝	むさし小金井自動車教習所 小金井市緑町一丁目3番26号	規則第1条第3号 認定教育高齢者 同等講習
株式会社調布自動車学校 調布市菊野台一丁目34番地1 佐原 貴光	調布自動車学校 調布市菊野台一丁目34番地1	規則第1条第3号 認定教育高齢者 同等講習
日の丸総業株式会社 目黒区三田一丁目6番27号 富田 和佳	日の丸自動車学校 目黒区三田一丁目6番27号	規則第1条第3号 認定教育高齢者 同等講習
株式会社和泉自動車練習所 狛江市猪方四丁目8番11号 高橋 博剛	和泉自動車練習所 狛江市猪方四丁目8番11号	規則第1条第3号 認定教育高齢者 同等講習
株式会社小金井自動車学校 小金井市中町四丁目3番15号 川邊 紀恵	小金井自動車学校 小金井市中町四丁目3番15号	規則第1条第3号 認定教育高齢者 同等講習
株式会社シヅナ葛飾区東立石一丁目3番16号 藤田 博一	平和橋自動車教習所 葛飾区東立石一丁目3番16号	規則第1条第3号 認定教育高齢者 同等講習 規則第4号 シニアドライブコース
坂本自動車株式会社	金町自動車教習	規則第1条第3号

会社 台東区日本堤二丁目36番10号 宮下 教之	所 葛飾区東金町一丁目10番8号	認定教育高齢者 同等講習	株式会社新東京自動車教習所 小平市小川町一丁目2364番地 関口 元久	新東京自動車教習所 小平市小川町一丁目2364番地	規則第1条第3号 認定教育高齢者 同等講習	福島 清次	株式会社八王子中央自動車学校 八王子市北野町598番地の9 横井 久	八王子中央自動車学校 八王子市北野町598番地の9	規則第1条第3号 認定教育高齢者 同等講習
株式会社ラヴィイ ドライブイン蒲田 クール蒲田 大田区西六郷一丁目3番15号 鈴木 明子	ラヴィイドライブイン蒲田 大田区西六郷一丁目3番15号	規則第1条第3号 認定教育高齢者 同等講習 規則第1条第4号 認定高齢運転者教育	株式会社大泉自動車教習所 練馬区東大泉六丁目34番1号 加藤 栄一	大泉自動車教習所 練馬区東大泉六丁目34番1号	規則第1条第3号 認定教育高齢者 同等講習	黒井産業株式会社 山形県山形市宮町二丁目11番9号 高橋 博剛	葛西橋自動車教習所 江戸川区西葛西二丁目16番11号	規則第1条第3号 認定教育高齢者 同等講習	
株式会社王子自動車学校 北区堀船二丁目13番28号 関口 勝裕	王子自動車学校 北区堀船二丁目13番28号	規則第1条第3号 認定教育高齢者 同等講習	株式会社拜島自動車教習所 福生市大字熊川1495番地 渡辺 淳	拜島自動車教習所 福生市大字熊川1495番地	規則第1条第3号 認定教育高齢者 同等講習	株式会社コヤマドライブインクール 渋谷区神泉町11番1号	コヤマドライブインクール 渋谷区神泉町11番1号	規則第1条第3号 認定教育高齢者 同等講習	
飛鳥DC日野株式会社 日野市旭が丘一丁目1番地の2 川野 繁	飛鳥ドライブインクール 日野市旭が丘一丁目1番地の2	規則第1条第3号 認定教育高齢者 同等講習	株式会社世田谷自動車学校 世田谷区粕谷一丁目14番14号 塩田 直人	世田谷自動車学校 世田谷区粕谷一丁目14番14号	規則第1条第3号 認定教育高齢者 同等講習	七島自動車株式会社 大島町元町字地の岡64番51号 杉本 大典	伊豆大島自動車学校 大島町元町字北ノ山222番	規則第1条第3号 認定教育高齢者 同等講習	
株式会社田無自動車教習所 西東京市芝久保町四丁目4番4号 村田 恭男	田無自動車教習所 西東京市芝久保町四丁目4番4号	規則第1条第3号 認定教育高齢者 同等講習	株式会社京成ドライブインクール 葛飾区高砂五丁目54番10号 小林 広人	京成ドライブインクール 葛飾区高砂五丁目54番10号	規則第1条第3号 認定教育高齢者 同等講習 規則第1条第4号 シニアプログラム	株式会社足立自動車学校 足立区東六月町3番1号 佐藤 章英	足立自動車学校 足立区東六月町3番1号	規則第1条第3号 認定教育高齢者 同等講習	
東京都自動車株式会社 豊島区西池袋五丁目13番13号 宮本 繁樹	府中自動車教習所 府中市若松町一丁目4番地の1	規則第1条第3号 認定教育高齢者 同等講習	株式会社コヤマドライブインクール 渋谷区神泉町11番1号 福島 清次	コヤマドライブインクール 世田谷区玉川三丁目43番1号	規則第1条第3号 認定教育高齢者 同等講習 規則第1条第4号 シニアプログラム	富士産業株式会社 足立区竹の塚七丁目12番1号 武士 裕三	竹の塚モータースクール 足立区竹の塚七丁目12番1号	規則第1条第3号 認定教育高齢者 同等講習 規則第1条第4号 高年齢運転者教育	
株式会社武蔵境自動車教習所 武蔵野市境二丁目6番43号 高橋 勇	武蔵境自動車教習所 武蔵野市境二丁目6番43号	規則第1条第3号 認定教育高齢者 同等講習	株式会社コヤマドライブインクール 渋谷区神泉町11番1号	コヤマドライブインクール 練馬区谷原一丁目4番4号	規則第1条第3号 認定教育高齢者 同等講習	東京都自動車株式会社 豊島区西池袋五丁目13番13号	北足立自動車教習所 足立区入谷八丁目7番32号	規則第1条第3号 認定教育高齢者 同等講習	

宮本 繁樹	株式会社東久留米自動車教習所 東久留米市本町一丁目16番45号 神藤 栄一	東久留米自動車教習所 東久留米市本町一丁目16番45号	規則第1条第3号 認定教育高齢者 同等講習
株式会社新小岩自動車教習所 葛飾区奥戸四丁目2番1号 増田 充孝	新小岩自動車教習所 葛飾区奥戸四丁目2番1号	規則第1条第3号 認定教育高齢者 同等講習	
株式会社北豊島園自動車学校 練馬区春日町四丁目37番24号 相原 光太郎	北豊島園自動車学校 練馬区春日町四丁目37番24号	規則第1条第3号 認定教育高齢者 同等講習	
国際興業株式会社 中央区八重洲二丁目10番3号 南 正人	町田ドライヴインゴスクル 町田市南大谷1番地55	規則第1条第3号 認定教育高齢者 同等講習	
株式会社マジオネット多摩 日野市百草188番地 松本 義弘	マジオドライヴインゴスクル多摩校 日野市百草188番地	規則第1条第3号 認定教育高齢者 同等講習	
株式会社西多摩自動車学校 羽村市羽4150番地 義山 光浩	西多摩自動車学校 羽村市羽4150番地	規則第1条第3号 認定教育高齢者 同等講習	
株式会社新神戸ドライヴインゴ	東京センチュリーモーターズ	規則第1条第3号 認定教育高齢者	

スクール 豊島区南大塚三丁目46番3号 古村 充司	ール 大島町差木地字 フナギ651番地	同等講習
---------------------------------	---------------------------	------

### 告示 (海区漁調)

#### ●東京漁調指示第五号

東京海区(小笠原海域に限る。)におけるそでいか漁業(以下「この漁業」という。)について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百十条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和五年五月十二日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

#### (禁止操業)

- この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。  
総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業  
(承認操業)
- 総トン数五トン以上の船舶を使用して、この漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

#### (一) 承認の対象船舶及び隻数

- 対象船舶  
東京都小笠原支庁に備え付ける漁船原簿に登録されているものとする。
- 隻数  
最高限度は、四十五隻とする。

#### (二) 漁具の制限

- この漁業の操業に使用する針数は、幹糸一本当たり十本以内とする。
- 立て縄釣り及びたる流し釣りを操業する場合は、三十組以内とする。
- ウ たるを連結する場合は四たる以内とし、連結総延長は三百メートル以内とする。

#### (三) 承認書の備付け

この漁業の承認を受けた者は、操業の際使用する船舶ごとに委員会が交付した承認書を備え付けなければならない。

#### (四) 操業実績報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに令和六年七月三十一日までに委員会が別に定める操業実績報告書を委員会に提出しなければならない。

#### (取扱要領)

- この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。
- (指示の有効期間)
- この指示の有効期間は、令和五年七月一日から令和六年六月三十日までとする。

## 公 告

認定特定非営利活動法人の認定の失効について  
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十七条第一項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定が効力を失ったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百

四十三号) 第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和五年五月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人災害人道医療支援会

二 代表者の氏名

甲斐 達朗

三 主たる事務所の所在地

目黒区大橋二丁目十二番九号 パレスKY三〇二

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第四十四条第一項に規定する認定の有効期間が経過したため

五 失効年月日

令和五年四月一日

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年五月十二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一

号)に到着するよう提出してください。

令和五年五月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

(仮称)多摩境駅前開発計画  
町田市小山ヶ丘三丁目二十二番九号  
ほか

二 店舗所在地

三 設置者名

四 設置者住所

五 小売業を行う者の氏名又は名称

六 新設をする日

七 店舗面積の合計

八 駐車場の位置及び収容台数

九 駐輪場の位置及び収容台数

十 荷さばき施設の位置及び面積

十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

十二 小売業を行う者の開店時刻

十三 小売業を行う者の閉店時刻

十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯

十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

令和五年十一月三十日  
千八百四十二平方メートル  
店舗内 七十六台  
店舗西側 五十三台  
店舗内 百五十五平方メートル  
店舗内 九・九四立方メートル  
午前九時  
午後十一時  
午前八時三十分から午後十一時三十分まで  
二箇所 店舗北西側ほか

十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

令和五年四月二十四日

十七 届出日

十八 縦覧場所

十九 縦覧期間

二十 縦覧時間

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)  
令和五年五月十二日から同年九月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。  
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年五月十二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一

令和五年五月十二日



<p>一 店舗名 東京都知事 小 池 百合子</p>	<p>二 店舗所在地 京王高幡ビル 日野市高幡百十六番地の十</p>	<p>三 設置者名 京王電鉄株式会社</p>	<p>四 設置者住所 新宿区新宿三丁目一番二十四号</p>	<p>五 変更前の設置者の代表者名 紅村 康</p>	<p>六 変更後の設置者の代表者名 都村 智史</p>	<p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社京王ストア</p>	<p>八 変更前の小売業者の代表者名 山岸 真也</p>	<p>九 変更後の小売業者の代表者名 川田 裕史</p>	<p>十 変更日 令和四年六月二十九日ほか</p>	<p>十一 届出日 令和五年三月二十四日</p>	<p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十三 縦覧期間 令和五年五月十二日から同年九月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 京王高尾ビル</p> <p>二 店舗所在地 八王子市初沢町千二百二十七番地</p> <p>三</p>
<p>三 設置者名 京王電鉄株式会社</p>	<p>四 設置者住所 新宿区新宿三丁目一番二十四号</p>	<p>五 変更前の設置者の代表者名 紅村 康</p>	<p>六 変更後の設置者の代表者名 都村 智史</p>	<p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社京王ストアほか一名</p>	<p>八 変更前の小売業者の住所 多摩市落合一丁目四十三番地(京王書籍販売株式会社)</p>	<p>九 変更後の小売業者の住所 多摩市豊ヶ丘二丁目二十二番地(京王書籍販売株式会社)</p>	<p>十 変更前の小売業者の代表者名 山岸 真也(株式会社京王ストア)</p>	<p>十一 変更後の小売業者の代表者名 川田 裕史(株式会社京王ストア)</p>	<p>十二 変更日 令和四年十一月二十一日ほか</p>	<p>十三 届出日 令和五年三月二十四日</p>	<p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十五 縦覧期間 令和五年五月十二日から同年九月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 フレンテ仙川(駅ビル)</p> <p>二 店舗所在地 調布市仙川町一丁目四十三番地一</p> <p>三 設置者名 京王電鉄株式会社</p>
<p>四 設置者住所 新宿区新宿三丁目一番二十四号</p>	<p>五 変更前の設置者の代表者名 紅村 康</p>	<p>六 変更後の設置者の代表者名 都村 智史</p>	<p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社京王ストアほか二名</p>	<p>八 変更前の小売業者の住所 多摩市落合一丁目四十三番地(京王書籍販売株式会社)</p>	<p>九 変更後の小売業者の住所 多摩市豊ヶ丘二丁目二十二番地(京王書籍販売株式会社)</p>	<p>十 変更前の小売業者の代表者名 山岸 真也(株式会社京王ストア)</p>	<p>十一 変更後の小売業者の代表者名 川田 裕史(株式会社京王ストア)</p>	<p>十二 変更日 令和四年十一月二十一日ほか</p>	<p>十三 届出日 令和五年三月二十四日</p>	<p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十五 縦覧期間 令和五年五月十二日から同年九月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>河川整備計画の公表について 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第十六条の二 第一項の規定に基づき、河川整備計画を定めたので、同条</p>	

第六項の規定により、次のとおり公表する。

令和五年五月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 河川整備計画及び対象とする河川の名称

築地川及び汐留川河川整備計画

二 河川整備計画を定めた日

令和五年三月二十八日

三 河川整備計画の公表の方法

関係図書は、東京都建設局河川部及び東京都第一建設

事務所に備え置いて縦覧に供する。

河川整備計画の公表について

河川整備計画を変更したので、河川法（昭和三十九年法

律第六十七号）第十六条の二第七項の規定において準用

する同条第六項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和五年五月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 河川整備計画及び対象とする河川の名称

荒川水系神田川流域河川整備計画

一級河川神田川、善福寺川、妙正寺川、江古田川、日

本橋川及び亀島川

二 河川整備計画を変更した日

令和五年三月二十七日

三 河川整備計画の公表の方法

関係図書は、東京都建設局河川部、東京都第一建設事

務所、東京都第二建設事務所、東京都第三建設事務所、

東京都第四建設事務所、東京都第六建設事務所及び東京

都北多摩南部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001